

会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成29年8月、第17回総会を開会いたします。なお、本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

6番田端委員から少し遅れるとの連絡が入っておりますので、報告いたします。出席農業委員会委員は、14名中14名出席、定足数に達しており、総会は成立しております。

出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

開会時間は午後1時31分です。

質疑等は、挙手の後、許可を得て、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えるか電源をお切りいただきますようお願いいたします。

続きまして、日程1 議事録署名委員の指名ですが、席次の順により逐次署名委員とすることとなっております。議席番号7番田下委員、8番根岸委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について内容説明をいたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

当農業委員会の新規就農の内規では当初利用権設定から3年を経過すれば3条取得が可能になるとしております。申請者は平成26年7月に利用権設定されており、3年が経過されているため、今回の申請を受理しました。内容説明でもお話ししたように、常時従事要件及び下限面積要件は満たしております。全部効率要件、地域との調和要件について審議願います。なお、調査区は小川地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号申請番号1番の現地調査について、小川地区担当委員より報告をお願いします。

1番

議席番号1番清水が調査報告します。現地調査は、8月19日午前9時00分から、小川地区農業委員3名と推進委員2名で行いました。小川字大豆五駄の圃場二筆は一部堆肥場として使っていて、人参、ネギが栽培中。マルチを使用して人参を作付予定ということで有効活用されていると判断しました。下里字西坂下の圃場はソルゴーが栽培されてハンマーナイフで砕かれてもみ殻が散布されて最近は降雨が

多くて耕うんができていないが土づくりをしているということで有効活用されていると判断しました。下里字滝前の圃場は田ですが転作して大豆を栽培しており有効活用されていると判断しました。下里字徳寿の圃場はサツマイモを栽培しております。一部イノシシにやられたということで電気柵も貼ってありました。こちらも有効活用されていると判断しました。下里字水穴の圃場二筆はソルゴーが栽培されてハンマーナイフで砕かれて米ぬかが散布されこちらも降雨が多くて耕うんができていないが土づくりをしているということと、一部は人参を作付中と、作付するためにマルチが張ってあり有効活用されていると判断しました。なお、申請場所ですが、下里一区に入る島根橋を渡りすぐ右側の圃場整備内になります。こちらは水稻作付中でした。以上、農地はすべて有効活用されていると判断されます。また、地域との調和要件ですが、申請にもありますとおり機械化組合にも所属しオペレーターもこなし、水利組合の除草作業泥上げ作業といったことにも積極的に出ていただいておりますので問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。質疑がある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

それでは採決にはいります。議案第1号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号 について、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、日程3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議についてを上程いたします。

申請番号1番について事務局より説明願います。

事務局

それでは、議案第2号申請番号1番について説明いたします。

(申請番号1番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、大河地区になります。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、議案第2号申請番号1番の現地調査について、大河地区担当委員より報告をお願いします。

8番

議席番号8番根岸が調査報告します。現地調査は、8月23日午前9時00分から、大河地区農業委員4名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、旧国道254号線を寄居町方面へ進み、飯田交差点を左折し、約200m進んだ飯田西交差点を右折し約100m進んだところをさらに左折し、約150m進んだ交差点を右折し30m程進

んだ右側になります。西側は町道、南北は申請者所有の農地、東側は住宅がすでに建設されていて隣接地については問題ありません。雑草処理も的確にされている管理状態です。特に問題ないと判断いたします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号 申請番号1番について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号 申請番号1番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして議案第2号申請番号2番について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号申請番号2番について説明いたします。
(申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる。)

調査区は、竹沢地区になります。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、議案第2号申請番号2番の現地調査について、竹沢地区担当委員より報告をお願いします。

3番 議席番号3番松本が調査報告します。現地調査は、8月23日午前8時00分から、竹沢地区農業委員2名と推進委員2名で行いました。申請場所ですが、旧国道254号線を寄居町方面へ進み、JR八高線のガードをくぐったところを左折し、約300m進んだところを左折し踏切を渡り、約500m進んだ左側になります。この土地は草が20cm位伸びていますが、きれいに整地されているところです。現住所は土砂災害警戒区域内にあり、家の建て替えも困難な場所です。申請者の祖父名義の土地はほとんど近所にあります。土砂災害警戒区域内にありまして、家を建てるのが困難なため、近所の方に相談したところ承諾いただけただけということです。この様な状況のため、特に問題ないと判断いたします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 特にないようですので、採決いたします。議案第2号申請番号2番

について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号申請番号2番について、原案のとおり可決いたします。

続きまして、日程第4報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第1号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

続きまして、日程5 報告第2号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告いたします。

(申請番号1番から4番の内容を報告する。)

これにつきましては、会長専決により書類を受理しました。以上です。

議長

ただ今の報告第2号について、質問、意見ございますか。

(質問・意見なし)

議長

特にないようですので、報告案件ですのでご了解ください。

以上で議案はすべて終了しました。

これをもちまして、第17回小川町農業委員会を閉会します。

閉会時間午後2時10分です。